三沢市随意契約ガイドライン

平成２４年１０月２５日制定
平成２７年３月３１日改正
平成２７年１２月２２日改正
令和　５年　２月２４日改正
令和　７年　３月２８日改正

１　趣旨・目的

本ガイドラインは、本来地方自治体の契約は競争入札が原則であることを再認識し、例外事項である地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条。以下「施行令」という。）第１６７条の２第１項の随意契約を行う場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性、適正履行を確保し、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する解釈・指針を示すものとしてガイドラインを定めるものである。

２　随意契約とは

随意契約とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

地方公共団体においては、売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとし（地方自治法第２３４条第１項）、さらには指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとして（地方自治法第２３４条第２項）、契約締結の例外とされているものである。

随意契約の長所としては競争入札に比べ、手続が簡略化でき、かつ、競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験実績等の能力を熟知したうえで契約の相手方を選定できる点が上げられる。反面、競争の方法によらないため、価格の高止まりや特定の業者に偏りがちになるという弊害を生みやすい短所もある。

また、随意契約には、単数の者より見積を徴する「特命随意契約」（１者随契）と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」があり、いずれかが適用されるかについては地方自治法、同施行令やその業務内容を基にして適正に判断しなければならない。

３　随意契約ができる場合

第１号　少額の契約（施行令第１６７条の２第１項第１号）

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が施行令別表第５上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額が少額な契約についてまで競争入札で行うことは事務量がいたずらに増大し、効率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じ、一定金額以内のものについては随意契約によることができるとされている。なお、他の号の理由と併合した場合には、第１号を優先適用することになる。

三沢市では、三沢市契約事務規則第２１条で次のように定めている。

契約の種類	予定価格(税込)	適　　用
ア 工事又は製造の請負	２００万円以下	建設工事のほか､建築物等の修繕を含む。
イ 財産の買入れ	１５０万円以下	地上権、特許権等の無体財産を含む、土地、建物から消

		耗品、物品の一切の財産の購入等をいう。
ウ 物件の借入れ	８０万円以下	土地、建物、機械、器具などの有体物（無体財産は除く）の借入れ
エ 財産の売払い	５０万円以下	「イ 財産」の売払い
オ 物件の貸付け	３０万円以下	「ウ 物件」の貸付け
カ 前各号に掲げるもの以外のもの	１００万円以下	物品修理、委託業務、役務の提供及び電子複写サービス等の契約

第２号　その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

（施行令第１６７条の２第１項第２号）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかの判断によって随意契約の適否が決定されることとなる。ここでいう「その性質又は目的」とは一般的に「契約内容」と解され、その契約内容が競争入札に適しない場合に適用される。

該当事例として次の場合が該当する。

・特殊な技術、手法、機器又は設備を必要とする工事又は業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような契約。

・契約締結を秘密にすることが当該契約目的の達成上必要である契約など、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難な場合。

※　判断の要点としては、当該契約者以外の第三者に履行させることが工事又は業務の性質上不可能であるかどうかが重要となる。

【A　工事請負契約関係】

Ａ－１　特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

①　特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事

②　文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

③　実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施行可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

④　ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

Ａ－２　施工上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合

①　本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事

②　既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事

③　埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

Ａ－３　コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較協議により契約の相手方を予め予定している工事

【B　物品買入・業務委託等契約関係】

Ｂ－１　業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ初期の契約目的を達成することができない場合

① 機器・システム等（ソフトのシステム開発含む）の設置業者、開発業者又はこれらに準ずる者で、その業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずる恐れがある場合又は安全責任が果たせない場合

② 極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無又は地域性を考慮すると履行可能な者が限られる場合

③ 法律、法令等の規定に基づき履行可能な業者が特定される場合

④ 他の公共団体と共同で運営処理をするために業者が特定される場合

⑤ 市での入札参加資格に関する登録業者が１社のみのため業者が特定される場合

⑥ 市と共同で開発等をするため業者が特定される場合

⑦ 市の行為を秘密にする必要がある場合（ただし、単に契約締結権者が必要と判断しただけではなく、客観的に秘密にする必要が求められる）

⑧ 自治体の特定の公益目的達成に必要な場合

ア　契約相手方が公的機関あるいは準ずる機関となる場合

イ　政策的（理由が明確）委託であり、相手方が市民団体等となる場合

ウ　劇団や楽団等であり、運営委員会や実行委員会等により決定された機関となる場合

エ　法や条例等で契約相手が決められている場合

オ　国、県、市が委託を目的として設立した団体となる場合

⑨ 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合

⑩ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入し又は製造注文する場合

⑪ 試験のため物品を購入し又は製造注文する場合

Ｂ－２　経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要がある場合

① 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合

② 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずる恐れがある場合

③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合

④ 訴訟、調定、登記、鑑定等の事務を委託する場合

⑤ 補償・補填工事を補償調査を行った業者に施工させる場合

Ｂ－３　市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）の中で位置づけられるため特定のものとの契約を必要とする場合

Ｂ－４　その他

① 単価契約によって契約済の場合における物品の購入その他の契約

② 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便はがき等の購入契約で、その性質及び金額に競争の余地が無いと認められる場合

③ 食料品の買入れその他賄に関する契約で、その性質又は目的が競争に適しない場合

④ 電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約、電気通信等の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約

⑤ 保険の契約でその性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合

⑥ 国又は他の地方公共団体と共同して行う物品の購入及び印刷製本の契約

⑦ 医師又は弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地が少ない場合

⑧ 賃貸借契約のうち、次に掲げる場合

ア　物品借上げが一時的で、その性質又は目的が競争に適しないもの

イ　賃貸借契約の更新の伴うもの

B－５　コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較協議により契約の相手方を予め特定している業務

第３号　特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

（施行令第１６７条の２第１項第３号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第２７項に規定する地域活動支援センター(以下この号において｢地域活動支援センター｣という。)、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第１６条第３項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第３条第１項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第４項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

この号では､随意契約の対象となるのは上記に掲げる福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合であり、工事契約は該当しない。

第４号　新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入若しくは借り入れ又は新役務の提供を受ける契約をするとき

（施行令第１６７条の２第１項第４号）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普

通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

この号では、地方自治法施行規則第１２条の３により認定を受けた事業者は、他に類が無いものを生産又は加工するため、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物よりも優れた機能性があって、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものと考えられる。

第５号　緊急の必要によるもの（施行令第１６７条の２第１項第５号）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号でいう「緊急」とは、自然災害等の予見不可能な客観的な事由により競争入札に付する時間的余裕が無いときであって、事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的な事由では適用することはできない。

参考：平成１８年８月２５日財計第２０１７号「公共調達の適正化について」

【A　工事請負契約関係】

A－１　緊急に施工しなければならない工事であって競争入札に付する時間的な余裕が無い場合

① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
② 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧工事
③ 災害の未然防止のための応急工事

【B　物品買入・業務委託等契約関係】

B－１　緊急に履行しなければならない業務であって、競争入札に付する時間的な余裕が無い場合（緊急対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急的復旧のため必要な場合
② 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合
③ 災害の未然防止のために緊急に必要な場合
④ 衆議院の解散による衆議院議員の総選挙など、法令等の規程により業務を行う期間の起点と終点が定められるもので、当該期間が短いため緊急に必要な場合
⑤ OA システム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合

第６号　競争入札に付することが不利なもの（施行令第１６７条の２第１項第６号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号でいう「不利」の判断については、個々の具体的な事実に基づき限定的な認定が必要とされる。

【A　工事請負契約関係】

A－１　現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

① 当初予期しなかった事業の変化等により必要になった追加工事
② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

Ａ－２　前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

Ａ－３　他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事

② 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

【B　物品買入・業務委託等契約関係】

Ｂ－１　現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合

① 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務

② 本体業務と密接に関連する付帯的な業務

③ 施設管理業務等、継続を要する業務（年度当初など入札をするいとまがない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現請負業者との契約）

Ｂ－２　引き続いて委託する業務で、継続して履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる等有利と認められる場合

① 継続して行うことにより、一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なることによって瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある業務

② 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められる業務（期間の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

Ｂ－３　他の発注者の発注にかかる現に履行している業務で、当該履行中の者に履行させた場合に履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適正な履行が確保されると認められる業務

注意→施行令第１６７条の２第１項第６号は、見積相手が１者となる場合があり、同第項２号と類似しているが、同項第２号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第６号は履行者が極めて限定されるが、履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約できるもの（施行令第１６７条の２第１項第７号）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込があるとき。

この号でいう「著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他のものと比較して問題が無く、かつ、予定価格から勘案しても、明らかに有利であるといえる価格をいう。

【A　工事請負契約関係】

Ａ－１　特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と

随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合

Ａ－２　特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

【Ｂ　物品買入・業務委託等契約関係】

Ｂ－１　特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料等を所有するため、当該者と随意契約する場合は、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

Ｂ－２　特定の者が開発したシステム等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

Ｂ－３　競争の余地が無い物品の買入で、公益的理由により有利な価格で契約することができると認められるもの

第８号　競争入札に付し入札者又は落札者がないとき（施行令第１６７条の２第１項第８号）

競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

この号でいう「競争入札に付し入札者がないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間が無い場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

なお、国においては、本号の適用は原則廃止で運用されている。

（参考）平成１７年８月２９日国地契第４６号国土交通省通知「不落契約の原則廃止等その厳正化について」

第９号　競争入札において落札者が契約を締結しないとき（施行令第１６７条の２第１項第９号）

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができるが、改めて競争入札に付す時間が無い場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

４　契約の相手方の制限

三沢市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指名停止の措置を受けている者を随意契約の相手方とすることができる。

ア　施設管理業務等、継続性のある業務に関する契約であり、指名停止を受けている者を随意契約の相手方として契約を締結しない場合に、不特定多数の市民の日常に多大な支障をきたすことが明らかなとき

イ　災害、事故又は機器の故障等に際し、応急又は緊急の対策を講じるとき

ウ　その他、本ガイドラインに適合し、真にやむを得ないと認められるとき

５　見積書の取扱

三沢市契約事務規則第２２条に基づき、原則２者以上から見積書を徴しなければならない。ただし、ガイドラインの２号～９号に該当する場合又は特別の理由がある場合に１者の見積を持って代えることができる。また、見積書の省略については、三沢市契約事務規則第２２条第２項に該当する場合は工事等の積算根拠が明確となっている場合に限り省略できる。

６　公表

三沢市入札結果公表事務取扱要領に基づき、三沢市役所ホームページ及び閲覧により公表するものとする。

７　随意契約理由書の作成

各課において随意契約を採用することとした場合には、本ガイドラインに基づき、別紙様式第１号により随意契約理由書を作成し、工事及び業務等の伺書に添付するものとする。また、起案による場合も同様とする。

附　則

このガイドラインは、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則

このガイドラインは、平成２７年３月３１日から施行する。

附　則

このガイドラインは、平成２７年１２月２２日から施行する。

附　則

このガイドラインは、令和５年２月２４日から施行する。

附　則

このガイドラインは、令和７年４月　１日から施行する。

様式第１号

随意契約理由書

課　　長	課長補佐	係　　長	作　　成　　者

契　約　名　称	
契　約　相　手	
設　　計　　額	円（税込）

根拠規定（地方自治法施行令第１６７条の２各号）	**□第１号　少額の契約** □　ア．工事又は製造の請負（２００万円以下）　□　エ．財産の売払い（５０万円以下） □　イ．財産の買入れ（１５０万円以下）　□　オ．物件の貸付け（３０万円以下） □　ウ．物件の借入れ（８０万円以下）　□　カ．その他のもの（１００万円以下）
	□第２号　その性質又は目的が競争入札に適しない契約 （不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）
	□第３号　特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約 （障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子・父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約をするとき）
	□第４号　新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ若しくは借り入れ又は新役務の提供を受ける契約 （新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、市の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新役務の提供を受ける契約
	□第５号　緊急の必要により競争入札に付することができない契約
	□第６号　競争入札に付することが不利と認められる契約
	□第７号　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある契約
	□第８号　競争入札に付し入札者がないとき又は再度の入札に付し、落札者がない契約
	□第９号　落札者が契約を締結しないとき
	ガイドラインの運用項目：

随意契約採用に係る具体的な理由